○上尾伊奈資源循環組合工事検査規則

令和５年４月１日規則第２５号

上尾伊奈資源循環組合工事検査規則

（趣旨）

第１条　工事の検査（以下「検査」という。）に関する事務については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　監督員　組合が締結した工事請負契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第２９２条において準用する同法第２３４条の２第１項の規定による監督を行う職員をいう。

(2)　工事検査員　次長の命により検査を行う職員で、当該工事の監督員以外のものをいう。

(3)　完成検査　工事の完成を確認するために行う検査をいう。

(4)　既済部分検査　工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査をいう。

(5)　中間検査　工事の施工中において随時行う検査で、その工事の状況を査察し、契約の履行を確認するものをいう。

（検査体制）

第３条　検査は、工事検査員が行う。

（検査の請求）

第４条　次長は、工事の受注者から部分払請求書又は工事完成通知書の提出があったときその他工事検査員による検査の必要があると認めたときは、速やかに工事検査員を指定し、検査を行わせるものとする。

（検査の立会い）

第５条　工事検査員は、当該工事を担当する監督員及び工事の受注者又は現場代理人を検査に立ち会わせなければならない。

（検査の方法）

第６条　検査は、当該工事の施工場所において契約書、仕様書、設計書、図

面、現場説明書、現場説明に対する質問回答書その他関係書類と対照して厳正に行わなければならない。

２　外部から明視できない部分の検査は、工事写真その他の関係資料及び監督員の記録により行うことができる。

３　検査を行う上で特に必要があると認めるときは、当該工事の施工部分の一部を破壊して検査をすることができる。

（検査の要領及び基準）

第７条　検査は、埼玉県土木工事検査技術基準（昭和４３年１０月３１日制定）及び埼玉県建築工事検査技術基準（昭和５４年８月３１日制定）に準じて行うものとする。

２　工事検査員は、完成検査を行うときは、当該工事に係る施工管理、出来形、品質及び出来栄え等について評定し、工事成績評定表を作成するものとする。

３　前項の規定による工事の評定及び工事成績評定表の作成に関し必要な事項は、別に定める 。

（契約に違反する場合の措置）

第８条　次長は、工事検査員による検査を行った結果、契約条項に違反するものがあると認められたときは、直ちに工事の補修又は改造が必要とされる事項を工事記録により監督員に指示するものとする。

２　監督員は、工事の補修又は改造が完了したときは、速やかにその旨を次長に報告しなければならない。

３　次長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに工事検査員に再検査を行わせなければならない。ただし、工事の補修又は改造が軽易であると認められるときは、この限りでない。

（検査結果の報告等）

第９条　次長は、工事検査員による検査が完了したときは、その結果を工事検査報告書（第１号様式）により管理者に報告するものとする。ただし、中間検査の結果については、この限りでない。

２　次長は、工事検査員による完成検査を行った結果、当該工事が適正に完了していることを確認したときは、検査調書（第２号様式）を作成するものとする。

３　次長は、工事検査員による既済部分検査を行った結果、当該部分に係る

工事が適正に完了していることを確認し、既済部分を認定したときは、既済部分認定調書（第３号様式）を作成するものとする。

（その他）

第１０条　この規則に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第９条関係）

工事検査報告書

（宛先）

上尾伊奈資源循環組合管理者

<table>
<tr><td>検査の種類</td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td colspan="5">から　　まで</td></tr>
<tr><td>請負代金額</td><td>円</td><td rowspan="6">受注者</td><td colspan="3" rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>出来高率</td><td>％</td></tr>
<tr><td>前払金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>中間前払金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>今回支払額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>残　　額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>契約方法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>完成年月日</td><td colspan="2"></td><td>監督員</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>検査年月日</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">立会者</td><td>受注者</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事検査員</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>検査結果</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">上記工事の検査を行った結果を報告します。
年　　月　　日

事務局次長</td></tr>
</table>

第２号様式（第９条関係）

検　査　調　書

<table>
<tr><td>検査の種類</td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td colspan="5">から　　まで</td></tr>
<tr><td>請負代金額</td><td>円</td><td rowspan="6">受注者</td><td colspan="3" rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>出来高率</td><td>％</td></tr>
<tr><td>前払金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>中間前払金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>今回支払額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>残　　額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>契約方法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>完成年月日</td><td></td><td>監　督　員</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査年月日</td><td></td><td rowspan="2">立会者</td><td rowspan="2">受注者</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事検査員</td><td></td></tr>
<tr><td>検査結果</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">上記のとおり検査しました。
年　　月　　日

事務局次長</td></tr>
</table>

第３号様式（第９条関係）

既　済　部　分　認　定　調　書

工　　事　　名	
工　事　場　所	
工　　期	から　　まで
請　負　代　金　額	円
受　　注　　者	
認定基準年月日	
既　済　部　分 検　査　回　数	
出　来　高　率	%
前　払　金　額	円
中　間　前　払　金　額	円
今　回　支　払　可　能　額	円
今　回　支　払　決　定　額	円
残　　額	円
契　約　方　法	

上記のとおり認定します。

年　　月　　日

事務局次長